

令和3年3月31日
三原市契約課

現場代理人の雇用期間の要件の変更について

1.現場代理人の雇用期間の要件の変更について

現場代理人の雇用期間の要件について、「入札参加希望提出日（随意契約の場合は、見積書提出日）の3ヶ月以上前から継続して直接的な雇用関係があること」としておりますが、令和3年4月1日以降に公告する案件（随意契約の場合は、令和3年4月1日以降を契約日とする案件）から、「入札参加希望提出日以前から継続して直接的な雇用関係があること」とします。なお、主任技術者等の雇用期間の要件の変更はありません。

2.今回の変更箇所（表中の網掛け部分です。）

区分	雇用期間
現場代理人	入札参加希望提出日以前（随意契約の場合は、見積書提出日以前）から継続して、受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があること。
主任技術者	入札参加希望提出日（随意契約の場合は、見積書提出日）の3ヶ月以上前から継続して、受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があること。
監理技術者	
監理技術者補佐	